同記載上の注意㉘g中「このg」を「g」に改め、同記載上の注意㉙h中「同じ。」に該当する」の次に「会社法第２条第15号に規定する」を「社外役員に該当する」の次に「会社法第２条第16号に規定する」を加える。

第三号の二様式記載上の注意(1)d中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第四号の三様式記載上の注意(1)d中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第五号様式記載上の注意(1)d中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第六号様式記載上の注意(1)d中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第七号様式記載上の注意(1)d中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第十七号様式記載上の注意1(2)中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

第六条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項中「取締役（委員会設置会社」を「取締役（指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号ホ中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては」に改める。

委員会等設置会社にあつては」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第七条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第十七条の三第八項中「信託会社」を「信託専門会社」に改める。

第十九条の二第一項第一号ハ中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては」に改める。

第二十一条中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十二条第九号中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては、取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第二十二条の二中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十二条第九号中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第二十二条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十二条の二中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十二条の二、第七百六十三条第一項第十号」に改め、同条第二項第二号ロ並びに第三十四条の十第一項第二号ハ及び第二項第二号ロ中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第三十四条の十四第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三十四条の二十六第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第三十四条の二十九第一項第九号中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第三十四条の三十第一項中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第三十四条の三十一第一項第七号の二中「第七百六十三条第一項第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改め、同項第九号中「委員会設置会社にあつては」に改める。

第三十五条第一項第三号中「委員会設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては」に、「、銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては」を「監査等委員会設置会社にあつては」に改め、同条第三項第三号中「委員会設置会社にあつては、」を「監査等委員会設置会社にあつては銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては」に改める。

第三十六条の二第二項中「第九百十一条第三項第二十八号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に、「もの」を「ためのもの」に改める。

別紙様式第一号中間業務報告書の記載上の注意１、別紙様式第一号の二中間業務報告書の記載上の注意１、別紙様式第三号業務報告書の記載上の注意１及び同様式第１の４の表記載上の注意２並びに別紙様式第三号の二業務報告書の記載上の注意１及び同様式第１の４の表記載上の注意２中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第四号第１の４の表記載上の注意及び別紙様式第四号の二第１の４の表記載上の注意中「取締役」を「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）」に改める。

別紙様式第五号中間連結業務報告書の記載上の注意１及び別紙様式第五号の二連結業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第九号事業報告の記載上の注意３に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第九号事業報告の記載上の注意４中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式２(1)の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に、「同条第２項」を「同法第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意６中「監査委員に就いている取締役又は監査役に」を「監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役に」に、「当該監査委員」を「当該監査等委員若しくは当該監査委員」に改め、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。